

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月7日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 森 裕樹

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 森 裕樹

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和3年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	教育関係施設	
令和3年11月8日(月)	船迫小学校	船迫中学校
令和3年11月9日(火)	槻木中学校	槻木小学校
令和3年11月10日(水)	西住小学校	第一幼稚園
令和3年11月12日(金)	船岡小学校	船岡中学校
令和3年11月15日(月)	柴田小学校	東船岡小学校

(3) 監査の場所

各教育関係施設

(4) 監査の方法

町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。